

卒業認定・称号授与方針(ディプロマポリシー)

熊本歯科技術専門学校は、教育理念・教育目標に基づき定められた歯科技工士科・歯科衛生士科の教育目標の達成に向けて、各科で養成する歯科医療専門職に必要とされる知識・技術や人間性豊かで社会に的確に順応できる「人間力」を身につけ、卒業に必要な単位を修得した学生に対し卒業を認定すると共に、専門士の称号を授与します。」

卒業認定・称号付与については、学則第25条、第26条に定めている。
(以下学則記載)

- 第 25 条 全科目を履修し単位を取得した者に対し、教務会議の決議を経て校長が卒業を認定する。
- 2 校長が卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。
- 第 26 条 全科目に合格し、課程を修了したと認めた者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。